土地の形質の変更に関する工事の申請手続フロー

※ …申請者が行う手続

事前相談
関係部局に相談

↓

周辺地域の住民への周知（法第11条）
説明会の開催
書面の配布
工事内容の掲示等
いずれかを実施

↓

関係権利者の同意（法第12条第２項第４号）
権利者全ての同意の取得

↓

工事の許可の申請（法第12条第１項）
宅地造成又は特定盛土等に関する
工事の許可申請書の提出

↓

許可証の交付 / 不許可通知書の交付
（標準処理期間：30日）

↓

標識の掲示（法第49条）
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の
標識の掲示

↓

工事の着手の届出（市細則第６条）
工事着手届出書の提出

↓

定期の報告（法第19条第１項）
※一定規模を超える場合
定期報告書の提出

↓ ※３か月ごとに提出

中間検査の申請（法第18条第１項）
※一定規模を超え，特定工程を含む場合
中間検査申請書の提出
現地で検査の立会い

↓

中間検査合格証の交付（法第18条第２項）
（標準処理期間：14日）

↓

完了検査の申請（法第17条第１項）
完了検査申請書の提出
現地で検査の立会い

↓

検査済証の交付（法第17条第２項）
（標準処理期間：14日）